

秋田県条例第五十八号

秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田県議会委員会条例（昭和三十二年秋田県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項から第三項までを次のように改める。

委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によつて、委員会を開催することができる。

一 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

二 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開催される場合において、委員は、当該委員会でオンラインによる方法によつて発言その他の行為をするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第一項の規定により開催された委員会において、オンラインによる方法によつて発言その他の行為をする委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

第九条の二第四項中「オンラインを活用した」を「オンラインによる方法による」に改める。

第二十一条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第二十五条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第二十五条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第二十六条中「オンラインにより」を「オンラインによる方法によつて」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。